

15 . 倉庫保管・荷役料表

・料金は各事業者の届出である。

・平成9年1月31日付関東運輸局長の公示により、下記内容の範囲内で料金の届出を行う事業者は、原価計算書等の添付が省略できる。

(1) 普通倉庫保管料

東京倉庫協会

TEL 03-3641-5086

1) 基本料率

(単位：円)

大区分	中区分	従価率 (1,000円につき)	従量率 (1トにつき)
穀飼類	米・麦・粉類	0.60～1.70	130～260
	その他の穀飼類	1.50～2.80	180～460
農林水産品	たばこ	0.60～0.80	110～350
	農産物・木材	0.90～1.80	260～340
	水産品	1.40～1.80	360～900
塩・砂糖類	塩	0.80～1.00	70～190
	砂糖	1.40～1.80	210～400
食料工業品		1.40～2.80	220～360
繊維製品		1.00～1.30	350～1,020
繊維原料	生糸・毛類	0.70～1.30	380～500
	その他の繊維原料	0.90～1.80	110～260
紙パルプ類		1.40～1.80	220～610
金属・機械類	貴金属地金	0.04～0.05	* 160～210
	鉄材・鉄製品	1.40～1.80	120～160
	地金・自動車・車両 金物製品(洋食器・空缶類) 機器・器具・部品 (家庭用電気・ガス・石油 器具のみ)	0.90～2.10	230～580
	その他の金属・機械類	0.90～2.80	650～1,230
肥料類		1.00～2.50	130～310
化学工業品	薬品類(医薬品のみ) 染料・塗料 油脂・ろう類 化学製品(化粧品・合成樹 脂素材のみ)	1.30～2.80	460～740
	その他の化学工業品	1.40～3.10	200～410
窯業品	セメント	1.40～1.80	170～220
	板ガラス	1.40～1.80	440～570
ゴム類		1.40～3.00	370～630
皮革類		1.40～1.80	1,010～1,310
鋳産品		1.40～1.80	320～420
雑品		3.50～4.60	460～610

* 「1トにつき」を「1kgにつき」とする。

2) 適用規定

保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ1期として計算します。

従価率による算出は寄託申込価格(寄託申込価格が不相当と認められるときは時価による。)により、従量率による算出は正常な重量または体積による。

重量は1,000kgをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとする。

トン数は重量、体積いずれか大なる方による。

保管料は従価率と従量率とによって算出した金額を合算する。

請求1口の最低料金を規定することができる。

3) 割増料率

下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加する。割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じる。

I. 保税貨物 基本料率の3割増以内

ただし、無税品は基本料率の1割増とします。

II. 定温倉庫蔵置貨物 基本料率の8割増以内

III. くんじょう倉庫蔵置貨物 基本料率の2割増以内

IV. 消防法等の危険物

A 消防法の規定による危険等級 及び危険等級 の危険物並びに、

危険等級 の危険物のうち第4類第二石油類 基本料率の30割増以内

同上 危険等級 の危険物(第4類第二石油類を除く。)

基本料率の10割増

同上 指定可燃物(特別の設備を要したものに限る)

() 損害保険料率算定会の決定による危険品 基本料率の5割増

() 同上 普通品 基本料率の3割増

B 高圧ガス取締法の規定による高圧ガス 基本料率の30割増以内

C 損害保険料率算定会の決定によるA級危険品 基本料率の2割増

同上 B級危険品 基本料率の5割増

同上 特別危険品 基本料率の10割増

* A、B、Cの割増は合算せず、いずれか大なる方を適用する。

酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全、積載不適、積載制限、小口貨物・有毒性・汚損性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに、寄託者と協議の上決定する。

4) 割引料率

大口貨物のうち一定数量以上のものを一定期間以上保管する場合は基本料率を割り引く。

野積保管の貨物であって、特に資材又は設備を要しない場合は基本料金の2割引以内とする。

5) その他の料金

保管期間の極めて短い貨物には短期定額料金を適用する。

寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合の料金

- Ⅰ. 在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告書
又はこれらに準ずる諸書類の作成
- Ⅱ. 電算機その他の機器を使用した特別な事務処理等

: 寄託者と協議のうえ決定する

寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会、機械による湿度調整、その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合の料金

: 寄託者と協議のうえ決定する

倉庫証券発行等手数料料金

6) 消費税及び地方消費税の加算

1)から 5)までによって計算した料金の5%に相当する金額を、別途加算する。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りでない。

(2) 普通倉庫荷役料

東京倉庫協会

TEL 03-3641 - 5086

1) 基本料率

庫入又は庫出料金

(1トにつき、単位：円)

大区分	中区分	料金
ユニタイズ貨物	コンテナ実入	320～590
	コンテナ空	270～500
	パレタイズ貨物	590～890
	その他	510～1,040
包装品	袋物	720～1,380
	べール物	750～1,240
	たる物	610～820
	雑貨・機械類・モーターサイクル	710～1,280
	農水産物・製茶・コルク	810～1,100
	その他	1,140～1,700
有姿貨物	非鉄金属	960～1,300
	タイヤ・巻取紙・木材	580～990
	鋼材・石材	
ばら貨物		570～1,060

その他	家庭用電気・ガス石油器具	740～990
	その他	1,440～2,280

ばら貨物の解揚 - 袋詰 - 庫入作業料金(1トにつき、単位：円)

米、小麦	1,740～2,360
メイズ、マイロ、大豆、大麦	2,080～2,830

庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業料金

1トにつき 1,800円～2,700円

2) 割増料率及び割引料率

割増料率

種別	内容	割増率	
解揚庫入又は庫出解積荷役		庫入又は庫出料金の 2割 5分増	
接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役		庫入又は庫出料金の 2割 5分増	
半夜荷役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料率の 6割増	
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料率の 6割増	
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料率の 10割増	
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の 1割増	
超過距離荷役	基本距離(注)を超える距離の荷役であって、その超過距離が 50メートル以内のもの(1トにつき、単位：円)	撒貨物	140～190
		一般貨物	170～230
多階建倉庫荷役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役	基本料率の 3割増以内	

(注)基本距離とは、解揚庫入又は庫出解積荷役にあつては 80メートル、庫入又は庫出荷役にあつては 50メートルとする。

割引料率

種別	内容	割引率
大口数量割引	荷主からの 1 荷役引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合	1,000 トン以上～3,000 トン未満全量 基本料率の 5%割引
		3,000 トン以上全量 基本料率の 7%割引
長期大量割引	同一荷主から 3 カ月以上の長期契約に基づき、1 回当たり 3,000 トン以上の荷役を 1 か月に 2 回以上、3 カ月連続して引き受けた場合	1 回当たり、3,000 トン以上の荷役につき、基本料率の 5%割引

3) その他の料率

特殊荷役料率

はい替 庫入又は庫出料率の 8 割

仕 訳 庫入又は庫出料率の 3 割

看 貫 庫入又は庫出料率の 3 割(計量器使用、検量立会人の費用は含まず。別途実費を申し受ける。)

仮 置 庫入又は庫出料率の 3 割

庫移し 庫入又は庫出料率の合算額

量目調整料 実費

荷直料 (1トにつき、単位：円)

麻袋	メイズ、マイロ、大豆、大麦	160～190
	その他	130～160
紙袋、ビニール袋		160～190

(注 1) 本料率は取扱貨物全数量に適用する。

(注 2) 本料率には材料費を含まない。

(注 3) 袋物以外は実費を申し受ける。

待機料

(1口1時間につき、単位：円)

	4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19～21人 (20人)
昼間 8時30分から 17時00分まで	15,420～ 20,740	24,620～ 33,130	33,870～ 45,560	43,100～ 58,000	52,340～ 70,420	61,570～ 82,850
半夜 17時00分から 21時30分まで	23,980～ 32,260	38,300～ 51,540	52,680～ 70,870	67,060～ 90,220	81,420～ 109,540	95,800～ 128,880

最低料金

(1口につき、単位：円)

	4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19～21人 (20人)
昼間 8時30分から 17時00分まで	122,260 ～ 164,520	195,370 ～ 262,850	268,640 ～ 361,450	341,970 ～ 460,130	415,230 ～ 558,630	488,570 ～ 675,310
半夜 17時00分から 21時30分まで	122,260 ～ 164,520	195,370 ～ 262,850	268,640 ～ 361,450	341,970 ～ 460,130	415,230 ～ 558,630	488,570 ～ 675,310

トラック積卸手伝料金

庫入又は庫出料率の 5 割以内

4) 分担金等

解揚庫入又は庫出解積作業に対し、次の料金を申し受ける。

港湾福利分担金..... 各貨物(一律)1 トンにつき 4 円

港湾労働法関係付加金(五大港に限る)... 各貨物(一律)1 トンにつき 1 円 50 銭

労働安全基金..... 各貨物(一律)1 トンにつき 3 円 50 銭

(注)港湾労働法関係付加金、港湾労働法に基づき指定された港湾において、同法の適用を受

ける倉庫で作業した場合に申し受ける。

5) 個別に協議して定める料金

特殊な貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)の荷役又は特別な荷役(荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料率のほかに、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。

荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議の上、別途実費を申し受ける。

基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が 50 メートルを超える場合は、基本料率のほかに荷主と協議のうえ、別途実費を申し受ける。

荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。

天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議のうえ特別料金を申し受けることがある。

高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。

荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行う場合は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。

本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。

6) 料率の適用

料金の計算

イ 計算トン数(コンテナを除く。)は、重量 1,000 キログラムをもって 1 トンとして計算したトン数又は体積 1.133 立方メートルをもって 1 トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とする。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例による。ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによる。

- A メイズ、マイロ、大豆、大麦の撒解揚 - 袋詰 - 庫入作業・・・ 1.0
- B 袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 …………… 1.2
- C 袋物のペレット状飼料 …………… 1.3
- D 袋物のふすま …………… 1.8

ロ コンテナの計算トン数は、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンとする。20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとする。

ハ 1 個の体積が 0.025 立方メートルに満たない貨物は、1 個の体積を 0.025 立方メートルとして計算トン数の算出をする。

二 割増料率又は割引料金が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引く。また、超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算する。

ホ 庫入又は庫出 1 回の最低料金を規定することができる。

その他の料率の適用

イ 待機料

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 17 時 00 分)以降における本船入港待、又は天候若しくは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間、半夜荷役にあつては、17 時 00 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について適用する。ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

ロ 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用する。ただし、これ等の場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

A 荷役手配の取消の場合

a 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用する。

b 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用する。

B 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業若しくは荷役待機等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用する。

7) 消費税及び地方消費税の加算

1)から 6)までによって計算した料金の 5%に相当する金額を、別途加算する。

ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。

(3)サイロ倉庫保管料

東京倉庫協会

TEL 03-3641 - 5086

1) 基本料率

(単位：円)

	従価率(1,000 円につき)	従量率(1,000kg につき)
メイズ・マイロ	1.20 ~ 1.40	144.80 ~ 170.30
輸入小麦、大麦	0.50 ~ 0.60	135.00 ~ 213.60

2) 適用規定

本料率表は穀物サイロに保管する基本料率表に掲げる品目のみに適用し、その他の品目は普通倉庫保管料率表を準用する。

保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ1期として計算する。

従価率による算出は寄託申込価格(寄託申込価格が不相当と認められるときは時価による。)により、従量率による算出は正常な重量による。

保管料は従価率と従量率とによって算出合算した金額とする。

3) 割増料率

下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加する。割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じる。

保稅貨物 基本料率の 3割増以内

ただし、無稅品は基本料率の1割増とする。

寄託者の要求により特に長期の保管を行う場合又は汚損性貨物、遭難貨物など特殊な貨物の保管を行う場合は、基本料率のほかに寄託者と協議のうえ決定する。

4) その他の料金

寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合の料金

イ 在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告書もしくはこれらに準ずる諸書類の作成

ロ 電算機その他の機器を使用した特別な事務処理等

寄託者と協議のうえ決定する。

寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会い、機械による温湿度調整(除湿作業、ピン替え作業等)その他貨物の保管に特別の手数、設備又は作業を要した場合の料金
寄託者と協議のうえ決定する。

倉庫証券発行等手数料

5) 消費税及び地方消費税の加算

1)から4)までによって計算した料金の総額の5%に相当する金額を、別途加算する。ただし、保稅蔵置場に蔵置中の輸出貨物に係る料金については、この限りでない。

(4)冷蔵倉庫保管料

東京冷蔵倉庫協会

TEL 03-3543 - 5403

1) 基本料率

一般保管料率

(1期分、単位：円)

	10kg	10dm ³
F級	23.80～29.50	10.80～13.40
C級	22.30～27.70	10.20～12.70

容積建保管料率 (1ヶ月1 m³につき、単位：円)

F級	1,080～1,340
C級	1,020～1,270

2) 適用規定

一般保管料は、暦日によって1日から15日までと、16日から月末までとをそれぞれ一期として計算する。

一般保管料は、寄託物の体積又は重量による各算出額のうちいずれか大なる方による。

寄託物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積とする。

寄託物の重量は、風袋込皆掛重量とする。

一口の貨物が少量の場合には、一個25立方デシメートル又は10キログラム未満のものは、それぞれ25立方デシメートル又は10キログラムとして計算する。ただし、ばら貨物はこの限りでない。

容積建保管料の容積の計算は相対する両壁面間の距離と、床上から冷却管下端(天井に冷却管のない場合には、天井又はダクト下端)までの高さとの相乗積をもってする。ただし柱の占める容積(送風式冷却装置がある場合には、同装置の占める容積)を除く。

予備冷却をする場合は、別に一般保管料1期分を加算する。

1口1期の最低料金を規定することができる。

3) 割増規定

積付一口7.5 m³又は3トン未満の小口貨物については、一般保管料に次の割増率を付加する。ただし、各割増により算出された料金が、容積又は重量の多いものの料金を超えることはできない。

(イ) 2.5 m³(1ト)未満 一般保管料の12割増

(ロ) 2.5 m³(1ト)以上5 m³(2ト)未満 一般保管料の6割増

(ハ) 5 m³(2ト)以上7.5 m³(3ト)未満 一般保管料の3割増

懸垂保管をなすもの 一般保管料の20割増

室の一部に容積建保管をする場合 容積建保管料率の5割増以内

下記の貨物には次の割増率を付加する。

(イ) かさ高貨物(1個400 d m³以上)、ばら貨物、積載不適貨物及び荷造不完全貨物

10割増以内

上記の各割増は、同一寄託物について重複して適用すること及び容積建保管料について適用することができない。

(ロ) 汚損性貨物、嫌臭性貨物及び破損しやすい貨物 10割増以内

(ハ) 高価品及び薬品 20割増以内

摂氏零下30度以下の低温で保管を行う場合

(イ) -30度C以下 -40度C未満 F級料率の10割増以内

(D) - 40 度 C 以下 F 級料率の 20 割増以内
 湿度調整等特殊保管を行った場合 10 割増以内
 保税地域蔵置貨物(内国貨物として庫入された貨物を除く) 3 割増
 割増が重複する場合は、各割増率を合算して、一般保管料又は容積建保管料に乗ずるものとする。

4) 割引規定

大口貨物のうち一定数量以上のものを一定期間以上保管する場合は料率を割り引く。

5) その他の料金

庫入及び庫出の日を含めて、3 日以内の保管をする場合は、日割りをもって保管料を計算することができる。この場合の料率は、1 日につき一般保管料率(1 期料率)の 4 分の 1 とする。

寄託者の内出及び見本摘出手数料

寄託物の名義変更並びに在庫証明(在庫報告書を含む。)手数料

その他の寄託者の要求による特別の事務処理 別途料金徴収

6) 消費税及び地方消費税の加算

1) から 5) までによって計算した料金の総額の 5% に相当する金額を、別途加算する。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。

(5)冷蔵倉庫荷役料

東京冷蔵倉庫協会
 TEL 03-3543 - 5403

1) 基本料率

普通荷役料率(荷造物) (単位：円)

	10kg	10dm ³
F 級	28.80 ~ 34.60	11.60 ~ 13.90
C 級	24.50 ~ 29.40	9.80 ~ 11.80

特殊荷役料率

- イ はい替 普通荷役料率の 7 割
- ロ 検量 普通荷役料率の 3 割
- ハ 仮置 普通荷役料率の 3 割
- ニ 入庫時仕訳及び出庫時品揃え(1 荷口)
 - A 4 種類まで 普通荷役料率の 3 割
 - B 5 種類以上 9 種類まで 普通荷役料率の 5 割
 - C 10 種類以上 次の 10 種類までごと (D) の料率に 1 割加算
- ホ 倉移し 庫入及び庫出料率の合計額

2) 適用規定

この料率表は、寄託者の貨物が倉庫業者の指定する荷捌場に取り卸されてから、荷捌場にて引渡されるまでの作業に適用するものとする。

普通荷役料率は、庫入及び庫出料率とする。

普通荷役料は、貨物の体積又は重量による各算出額のうちいずれが大なる方による。貨物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積とする。

貨物の重量は、風袋込皆掛重量とする。

寄託者の要求によって検品、改装、見本摘出、特殊仕訳、マーク刷、エフ付その他の作業をした場合の費用は、寄託者の負担とする。

料金の計算方法

Ⅰ. 割増が重複する場合は、各割増料を合算して本表料率に乘じ計算する。

Ⅱ. 1口の貨物が少量の場合には、1個 25 d^m または 10kg 未満のものは、それぞれ 25 d^m または 10kg として計算する。ただし、ばら貨物はこの限りではない。

庫入又は庫出1回の最低料金を規定することができる。

3) 割増規定及び割引規定

1 荷口1トン未満又は2.5立方メートル未満の小口貨物荷役 本表料率の5割増
ただし、1トン又は2.5立方メートルに相当する料金を超えることはできない。

かさ高品、ばら貨物、荷造不完全貨物等荷役困難なもの、又は高価品、汚染品、破損し易き

もの、その他取扱上特に手数を要するものの荷役

	本表料率の10割増以内
寄託者の要求による強行荷役	本表料率の5割増以内
営業時間外(休日等を含む。)及び17時から21時30分までの荷役	本表料率の6割増
21時30分から翌日の5時まで	本表料率の10割増
保税地域蔵置貨物(内国貨物として庫入された貨物を除く。)荷役	本表料率の1割増
摂氏零下40度以下の室に対する荷役	本表料率の5割増
1 荷口500ト以上の場合の荷役 当該貨物全量につき	本表料率の5%割引

4) その他の料金

寄託者の要求による重量読取り作業	普通荷役料率の3割
寄託者の要求による分割出庫作業手数料	
その他の寄託者の要求による特別の作業等	別途料金徴収

5) 消費税及び地方消費税の加算

1)から4)までによって計算した料金の総額の5%に相当する金額を、別途加算する。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。

(6) 水面木材倉庫保管料

東京港木材倉庫(株)
TEL 03-3529 - 3151

1) 適用規定

保管料は、暦日によって1日から月末までを一期として計算する。

ただし、16日から月末までに入庫する貨物並びに1日から15日までに在庫する貨物であって、当該期以外の期にまたがって保管する貨物については、当該期に限りそれぞれ半期分として計算する。

2) . 料率表(一期料率)

区 分	単 位	基準料率
筏繫留	1立方メートル当り	164 円